

北陸地方整備局建政部

記者発表資料

配布日時 令和6年3月21日

取り扱い 配布を以て解禁

建設業法令遵守推進本部 令和5年度立入検査の結果 ～大臣許可業者8社に是正勧告～

北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部では、元請・下請間の取引の適正化や法令遵守の徹底の推進のため、管内の大臣許可業者のうち28社に対し、令和5年9月から12月にかけて建設業法第31条第1項の規定に基づく立入検査を実施しました。

この度、今年度の立入検査の結果がまとまりましたのでお知らせします。

1. 建設業法第41条第1項に基づく勧告について【詳細は、別紙参照】

立入検査を実施した結果、特に改善を要する事項が確認された8社に対して、改善を求める勧告を行いました。

今年度、多く見受けられた特に改善を要する事項としては、「契約書面の未交付」及び「契約締結時期が不適切(工事着手後の契約締結)」が挙げられます。

2. 法定福利費の適正な確保に関する確認・是正指導について

立入検査に際し、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費の確保状況について確認した結果、以下のような不適切事例が見受けられました。これらの不適切事例に対しては、その場で是正指導を行いました。

法定福利費の内訳明示を見積条件としていない	12社
下請負人から、法定福利費を内訳明示した見積書が提出されていない	10社

配布先
新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ
その他建設専門紙

お問い合わせ

国土交通省 北陸地方整備局
建政部 建設業適正契約推進官 高橋（たかはし）
建政部 計画・建設産業課 課長補佐 水澤（みずさわ）
TEL：025-370-6571 FAX：025-280-8746

(別紙)

令和5年度 建設業者(大臣許可)に対する立入検査の実施状況

	主たる営業所の所在地			合計
	新潟県	富山県	石川県	
立入検査を実施した業者数	10社	9社	9社	28社
勧告を実施した業者数	4社	2社	2社	8社

※ 北陸地方整備局管内の大臣許可業者は、380社。(令和5年3月31日現在)

■勧告事由(特に改善を要する事項)

勧告事由	建設業法該当条項	該当業者数
技術者の専任性	第26条第3項	1社
契約書面の未交付	第19条第1項	3社
変更契約書面の未交付	第19条第2項	2社
契約書の記載内容が不十分	第19条第1項	1社
契約締結時期が不適切	第19条第1項	3社
変更契約締結時期が不適切	第19条第2項	1社

※ 複数の勧告事由に該当する業者が存在するため、勧告を実施した業者数と該当業者数の合計は一致しない。